

大和市公告第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、大和市森林整備計画の変更案を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに大和市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年2月27日

大和市長 大 木 哲

1 森林整備計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市環境農政部みどり公園課

2 縦覧期間

平成29年2月27日（月）から同年3月28日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。